＜専門分科会の役割（位置付け）＞

資料１

附属機関の役割として

上位機関が「委任を受けた事項」の

範囲内において、

・大阪府障害者施策推進協議会条例第6条

・大阪府障害者施策推進協議会要綱第2条を根拠に設置（下位組織へ権能委任）

大阪府障害者施策推進協議会

日本財団に申請した内容のうち、条例で規定している施策内容及びその関連事項

こめっこプロジェクトのフィールド

答　申（助言等）

諮　問　等

学習指導要領など条例の範疇外

条例施策等に係る研究内容

**専門分科会**

・大阪府障害者施策推進協議会

手話言語条例評価部会運営要領第５条

を根拠に設置（下位組織へ権能委任）

日本財団・助成事業

手話言語条例評価部会

<調査審議する事項>

手話言語条例に基づく施策への

助言や評価等に関する事務